

真庭市農業委員会だより

「豊かな大地」

第5号

編集・発行 真庭市農業委員会 真庭市久世2927-2 電話(0867)42-1676 FAX(0867)42-1048 E-mail nohgyoh@city.maniwa.lg.jp

真庭市内で農業を頑張っている人を紹介します



左から、高谷裕治さん、桑原広樹さん、高谷絵里香さん

蒜山耕藝 (中和地区)

蒜山の水で

おいしい米と野菜を

千葉県で共同営農の準備を進めていましたが、震災、原発事故を受けて、メンバー3人で岡山県へ移住しました。初めての土地で戸惑ったものの、やはり稲作が適していると思えたため、昨年は、地元の方に教わりながら初めて米作りに取り組みました。作ったお米や野菜は、関東方面を中心にインターネットで販売しています。田舎の暮らしを大切にしながら、農業を極力使

わず、安心して食べられる元気の源を作りたい、そんな気持ちで農業と向き合っています。まだ手探り状態ですが、メンバーで知恵を出し合って、お餅などの加工品の販売も手がけていきたいと思っています。

農作業の間には、田んぼのこと、畑のこと、日々の暮らしのことを多く

笹原営農組合 (北房地区)

農機具の共同利用で

コスト低減

米価の低迷と農機具等の割高感、農作業の重労働感など、農家の悩みが重なり、集落で話し合った結果、平成6年に9戸で笹原営農集団を発足させました。現在は7戸になっています。1戸あたりの経営面積は平均約1haで他の地区より多いのですが、水利の関係で一枚の面積は平均13〜14aと小さくなっており、集約するには難しい土地柄です。このため、当初から省力化に重点をおき、水田用農機具の共同利用を行ってきました。

現在は、担い手のいなくなった農家の水田約85aも組合で管理しています。

の人に伝えたいと思い、ブログを書いています。人と人とのつながりを大切に、魅力ある農業、6次産業化に取り組むことで、これからもいろいろなことができそうな予感がしています。たくさんの人や団体が魅力的になれば、真庭地域ももっと活性化するのではな

いかと期待しています。

半分以上が粘土質で排水が悪いため、水稲以外の栽培が難しく、野菜や豆類など新しい作物も検討しましたが、リスクを考えると次の一步に踏み出せないのが現状です。

平均年齢はほぼ60歳。どんな形で次世代に引き継いだらいいのか、模索中の組合です。

(笹原営農組合長 坂本誠)

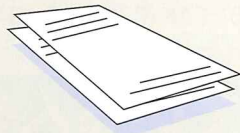


新しいコンバインを購入しました

農地法の申請から許可までの流れ

締切：毎月20日前後

申請書の提出



翌月10日前後

農業委員会総会

耕作目的の貸借・売買許可 (3条)
利用権の設定

月末または翌月初め

県農業会議への諮問

転用許可 (4条・5条)

農地(田畑)の売買・貸借・転用には許可が必要です

農地を売買・貸借する場合、または宅地や駐車場などに転用する場合は、農業委員会の許可を受けることが農地法で定められています。必要な許可を受けていない場合は、処罰の対象になることがあります。

農地の貸借は「利用権設定」で

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われる農地の貸借契約で、次の利点があります。

○農地法の許可が不要になります。
○期間終了により農地が返ってきます。離作料は不要です。

前に、農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。



○再設定により継続することもできます。
※4頁へ農地の賃借料情報を掲載。

委員

活動報告

農地の相談に

委員が対応

平成24年7月2日から5日まで、各支所・振興局7会場で農業問題相談を実施しました。

農地に家を建てるにはどうしたらよいか、墓地を農地へ移設できるかどうかなどの相談が寄せられ、手続きの仕方などを説明しました。延べ17名の農業委員が出席し、相談に応じました。

農業の相談を受ける委員



農地パトロールを実施

平成24年8月27日から9月4日までの間、農業委員延べ39名により、農地パトロールを実施しました。農地を無許可で農地以外のものとして利用している箇所を重点的に見て回り、違反転用でないか確認しました。また、遊休農地についても見て回り、耕作状況の確認を行いました。違反転用が明らかになった土地については、所有者へ口頭により、適切な手続きをされるよう指導しました。

農地の利用状況調査を実施

平成24年11月から12月にかけて、市内の農地614筆、面積約62ヘクタールについて、農地の利用状況調査を行いました。本年度は、優良な農地と、特例として贈与税等の納税が猶予されている農地を優先的に調査しました。

この調査の結果、遊休農地となっている土地については、所有者に改善依頼の通知を送付しています。

石川県羽咋市と 真庭市場を視察

平成24年11月10日・11日、24名の農業委員が視察研修を行い、石川県羽咋市と真庭市場を視察しました。



盛況な「真庭市場」

高槻市に店舗を構える「真庭市場」では、真庭産の生鮮野菜や穀類、果実、加工品が販売され、賑わいを見せていました。真庭産品のPRと販路拡大に向けて平成24年8月、真庭あぐりネットワーク推進協議会が開設したもので、「真庭産」の情報発信に、成果が期待されます。

羽咋市では、「限界集落からの脱却と自立」を目指した取り組みにつ

いて詳しい話を聞くことができました。

米のブランド化や、空き家を利用した新規就農者の受け入れ、農家レストランの開店、棚田オーナー制度による消費者との交流、特区認定、自然農法など、多面的な挑戦が行われた結果、収益の増大と若者の就業につながったとのことでした。

今、日本の農業は、高齢化と担い手不足による弱体化が問題となっています。国は、中山間地域等直接支払制度や農業者戸別所得補償、人・農地プランの作成によって、農業の活性化を推進していますが、真庭地域でも、農家と関係機関の連携により、「地域の農業力」を高める一端を担っていかれると思っています。



羽咋市での視察研修

市町村農業委員 研修会で活動発表

県農業会議による市町村農業委員研修会が開催され、真庭市からは委員31名が出席しました。参加者約500名は男性の割合が多いものの、女性委員も少しずつ増え始め、会場もわずかながら花が咲きました。



壇上で発表する大石会長

研修会では、人・農地プランについての講演があったほか、平成24年1月に発足したおかやま女性農業委員の会の大石清子会長（真庭市農業委員）が同会の活動について説明し、「まだ始まったばかりですが、一人ひとりが日頃の活動とつなげ、頑張っていきたい。ご支援・ご協力

をお願いします」と熱意のこもったあいさつを行いました。

農業者年金の 加入推進に向けて

農業者年金について自信をもって加入推進ができるよう、平成25年1月11日、農業者年金基金から講師を迎え、農業者年金制度についての研修会を行いました。

農業者年金は、農業者自らが納めた保険料とその運用収入を将来の年金の原資として積み立てし、その運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。支払った保険料は、納税申告の際、全額が社会保険料控除の対象となるので、所得税・住民税の節税につながります。

加入者や受給者の数に影響されない安定した制度となっており、一人でも多くの農業者に知ってもらいたいため、今後も普及推進に取り組みたいと思います。





知って得する 農業者年金



Q: 農業者年金には税制面で何かメリットがありますか？

A: お支払いいただいた保険料は全額社会保険料控除の対象になるので税金が安くなります！

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、**所得税・住民税が節税**になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15～30%程度になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その**運用収益は非課税**です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは**非課税**です。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF 虎ノ門ビル5F
電話：03 (3502) 3942 FAX：03 (3592) 2660

<http://www.nounen.go.jp/>

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が		
	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	36,000円	90,000円	120,600円
20%	48,000円	120,000円	160,800円
30%	72,000円	180,000円	241,200円

(注) 保険料支払い後も適用される税率に変更がないものとして試算しています。

農業者年金には、

- ①国民年金の第1号被保険者で、
- ②年間60日以上農業に従事する、
- ③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。



● 農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

農地の賃借料情報

平成24年1月から12月までに締結(公告)された利用権設定における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

【田(水稻)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他(筆数) 無償 物納
(旧北房町、旧落合町、旧久世町)全域	8,024円	10,000円	5,000円	41	263 53
(旧勝山町、旧美甘村、旧湯原町)全域	7,500円	10,000円	5,000円	18	58 20
(旧中和村、旧八束村、旧川上村)全域	7,923円	10,000円	3,000円	61	54 13

【田(飼料作物)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	その他(筆数) 無償 物納
(旧中和村、旧八束村、旧川上村)全域	15,120円	20,000円	5,000円	166	51 4

* データ数は賃借契約がなされた筆数です。

農業者年金に加入しています

西田治幸さんは、見明戸地内で長年、トマトのハウス栽培をされています。収穫時期はとても忙しいので、別に仕事を持っている妻の冬子さん、長女の佳寿江さんも、朝夕問わずハウスに入って作業を手伝っているそうです。お互いを助け合っていて、家族で協力して作業されていました。

哲也さん加入しました。農業者年金は農業経営者だけでなく、家族の方も入ることができます。こつこつと農業の経験を積むと同時に、少しずつ保険料を積み立てておけば、将来の大切な財産となるはず。これからの農業の担い手として頑張ってください。



左から、西田治幸さん、哲也さん、冬子さん、佳寿江さん。トマトのハウスの中で撮影

編集後記

震災・原発事故から時だけが過ぎる中で、農業への思いを枯らすことなく、真庭を信じ、愛する若者たちが、情熱を燃やして頑張っています。そんな若者たちとともに、私たちが頑張りたいと思いました。(樋口)

全国農業新聞の購読をお願いします
農地を守り、担い手を応援する農業専門情報紙です。経営と暮らしに役立つ情報を分かりやすくお伝えします。月600円で毎週金曜日の発行です。お気軽に農業委員会または農業委員会事務局までお申し込みください。